

第48号議案

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

提出者 文京区教育委員会  
教育長 南 新平

文京区教育委員会規則第 号

文京区立幼稚園使用条例施行規則の一部を改正する規則

文京区立幼稚園使用条例施行規則（昭和四十七年九月文京区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「保育料」の下に「及び預かり保育料（登録利用に係るものに限る。以下同じ。）」を加える。

第二条第一項第一号中「当該年度」の下に「（四月から八月までの月分の保育料にあつては前年度。以下同じ。）」を、「特別区民税」の下に「（市町村民税を含む。以下同じ。）」を加え、同項第二号及び第九号中「特別区民税の所得割課税の額」を「所得割課税額」に改め、同条第二項中「特定被監護者等をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「特別区民税の所得割課税の額」を「所得割課税額」に改める。

第三条を第五条とし、第二条の次に次の二条を加える。

（預かり保育料の減免）

第三条 条例第五条の規定による預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。

- 一 前条第一項第一号に掲げる世帯 全額免除
- 二 前条第一項第二号に掲げる世帯 預かり保育料の七割に相当する額を限度とする減額
- 三 前条第一項第三号に掲げる幼児 全額免除
- 四 前条第一項第四号に掲げる幼児 全額免除
- 五 前条第一項第五号に掲げる幼児 全額免除
- 六 前条第一項第六号に掲げる幼児 預かり保育料の五割に相当する額を限度とする減額
- 七 前条第一項第七号に掲げる幼児 預かり保育料の五割に相当する額を限度とする減額

八 前条第一項第八号に掲げる世帯 全額免除

九 児童扶養手当の支給を受けている者のうち、婚姻によらないで母又は父になつた者（当該者の当該年度に納付すべき所得割課税額が、寡婦又は寡夫に該当するものとみなして算出した場合において四万円以下となる世帯（第三号から第五号までに該当する世帯を除く。）であるときに限る。）で現に婚姻をしていない世帯 預かり保育料の七割に相当する額を限度とする減額

十 幼児の保護者又は保護者と同じの世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等に該当し、かつ、当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千円以下となる世帯（第二号から第五号までに該当する世帯を除く。） 預かり保育料から三千円を控除した額を限度とする減額

2 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が二人以上いる場合であつて、かつ、当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千円以下となる世帯の預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号の幼児の保護者又は保護者と同じの世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等に該当する場合は、全額免除とする。

一 前条第二項第一号に掲げる幼児 全額免除

二 前条第二項第二号に掲げる幼児 全額免除

三 前条第二項第三号に掲げる幼児 全額免除

四 前条第二項第四号に掲げる幼児 預かり保育料の五割に相当する額を限度とする減額

五 前条第二項第五号に掲げる幼児 預かり保育料の五割に相当する額を限度とする減額

3 前項に定めるもののほか、委員会が特に必要があると認めるときは、預かり保育料を減額又は免除することができる。

4 前各項の規定により預かり保育料の減額又は免除を受けようとする者は、委員会に申請しその承認を受けなければならぬ。

(所得割課税額の定義)

第四条 この規則において「所得割課税額」とは、地方税法第一条第二項及び第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第三百十四條の七、第三百十四條の八及び第三百十四條の九並びに附則第五条第三項、第五条の四第六項、第五条の四の二第六項、第五条の五第二項、第七条の二第四項及び第五項、第七条の三第二項並びに第四十五條の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。ただし、所得割課税額の計算においては、同法第三百二十三條の規定により市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の減免が行われた場合には、その額を所得割課税額から順次控除した額を所得割課税額とする。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 幼稚園の使用に係る申請その他の必要な準備については、この規則の施行の前においても行うことができる。

文京区立幼稚園使用条例施行規則 新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(保育料の納入)</p> <p>第一条 保育料及び預かり保育料（登録利用に係るものに限る。以下同じ。）は、毎月末日までに文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十条。以下「条例」という。）第五条に規定する当月分の全額を、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）に納入しなければならない。</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第二条 条例第五条の規定による保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>一 当該年度（四月から八月までの月分の保育料にあつては前年度。以下同じ。）に納付すべき特別区民税（市町村民税を含む。以下同じ。）の所得割が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯 全額免除</p> <p>二 当該年度に納付すべき所得割課税額（世帯構成員中二人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。以下同じ。）が四万円以下となる世帯 保育料の七割に相当する額を限度とする減額</p> <p>三～八 （略）</p> <p>九 第二号の規定にかかわらず、幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「政令」という。）第四条第四項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千円以下となる世帯（第三号から第五号までに該当する世帯を除く。） 保育料から三千円を控除した額を限度とする減額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（政令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が二人以上いる場合であつて、かつ、当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千円以下となる世帯の保育料を減額又は免除することができる</p>	<p>(保育料の納入)</p> <p>第一条 保育料は、毎月末日までに文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十条。以下「条例」という。）第五条に規定する当月分の全額を、文京区教育委員会（以下「委員会」という。）に納入しなければならない。</p> <p>(保育料の減免)</p> <p>第二条 条例第五条の規定による保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。</p> <p>一 当該年度に納付すべき特別区民税の所得割が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による保護を受けている世帯 全額免除</p> <p>二 当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額（世帯構成員中二人以上に所得がある場合については所得割課税額の合計額とする。以下同じ。）が四万円以下となる世帯 保育料の七割に相当する額を限度とする減額</p> <p>三～八 （略）</p> <p>九 第二号の規定にかかわらず、幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等（子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号。以下「政令」という。）第四条第四項に規定する要保護者等をいう。以下同じ。）に該当し、かつ、当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額が七万七千円以下となる世帯（第三号から第五号までに該当する世帯を除く。） 保育料から三千円を控除した額を限度とする減額</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等（政令第十四条の二第一項に規定する特定被監護者等をいう。）が二人以上いる場合であつて、かつ、当該年度に納付すべき特別区民税の所得割課税の額が七万七千円以下となる世帯の保育料を減額又は免除すること</p>

場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号の幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等に該当する場合は、全額免除とする。

一～五 (略)

3・4 (略)

(預かり保育料の減免)

第三条 条例第五条の規定による預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は次のとおりとする。

一 前条第一項第一号に掲げる世帯 全額免除

二 前条第一項第二号に掲げる世帯 預かり保育料の七割に相当する額を限度とする減額

三 前条第一項第三号に掲げる幼児 全額免除

四 前条第一項第四号に掲げる幼児 全額免除

五 前条第一項第五号に掲げる幼児 全額免除

六 前条第一項第六号に掲げる幼児 預かり保育料の五割に相当する額を限度とする減額

七 前条第一項第七号に掲げる幼児 預かり保育料の五割に相当する額を限度とする減額

八 前条第一項第八号に掲げる世帯 全額免除

九 児童扶養手当の支給を受けている者のうち、婚姻によらないで母又は父になった者（当該者の当該年度に納付すべき所得割課税額が、寡婦又は寡夫に該当するものとみなして算出した場合において四万円以下となる世帯（第三号から第五号までに該当する世帯を除く。）であるときに限る。）で現に婚姻をしていない世帯 預かり保育料の七割に相当する額を限度とする減額

十 幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等に該当し、かつ、当該年度に納付すべき所得割課税額が七万七千円以下となる世帯（第二号から第五号までに該当する世帯を除く。） 預かり保育料から三千円を控除した額を限度とする減額

2 前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が二人以上いる場合であって、かつ、当該年度に納付すべき所

ができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号の幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等に該当する場合は、全額免除とする。

一～五 (略)

3・4 (略)

得割課税額が七万七千百円以下となる世帯の預かり保育料を減額又は免除することができる場合及びその額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該各号の幼児の保護者又は保護者と同一の世帯に属する者が当該幼児が区立幼稚園における教育を受けた月において要保護者等に該当する場合は、全額免除とする。

一 前条第二項第一号に掲げる幼児 全額免除

二 前条第二項第二号に掲げる幼児 全額免除

三 前条第二項第三号に掲げる幼児 全額免除

四 前条第二項第四号に掲げる幼児 預かり保育料の五割に相当する額を限度とする減額

五 前条第二項第五号に掲げる幼児 預かり保育料の五割に相当する額を限度とする減額

3 前項に定めるもののほか、委員会が特に必要があると認めるときは、預かり保育料を減額又は免除することができる。

4 前各項の規定により預かり保育料の減額又は免除を受けようとする者は、委員会に申請しその承認を受けなければならない。

#### (所得割課税額の定義)

第四条 この規則において「所得割課税額」とは、地方税法第一条第二項及び第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割（同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。）の額（同法第三百十四条の七、第三百十四条の八及び第三百十四条の九並びに附則第五条第三項、第五条の四第六項、第五条の四の二第六項、第五条の五第二項、第七条の二第四項及び第五項、第七条の三第二項並びに第四十五条の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額）をいう。ただし、所得割課税額の計算においては、同法第三百二十三条の規定により市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。）の減免が行われた場合には、その額を所得割課税額から順次控除した額を所得割課税額とする。

#### (委任)

第五条 この規則の施行について必要な事項は、委員会教育長が定める。

#### (委任)

第三条 この規則の施行について必要な事項は、委員会教育長が定める。

付 則 (平成三九年 月 日文教委規則第 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 幼稚園の使用に係る申請その他の必要な準備については、この規則の施行の前においても行うことができる。